

潮風を感じて……

ましけ町

議会だより

雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311

あなたと議会をむすぶ



日本水難救済会増毛救難所出初式（投縄投法訓練）

第4回定例会

審議案件（条例・補正予算など）…………… 2～5P

各議員の賛否一覧…………… 5P

町長からの行政報告…………… 6P

一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』…………… 7～19P

常任委員会調査報告…………… 20～21P

第1回臨時会

補正予算・賛否一覧…………… 22P

議会のうごき、編集後記…………… 22P



第152号

平成30年 2月 5日

看護職員・介護従事者確保対策の条例を制定

平成29年度一般会計外7会計補正予算を可決
損害賠償請求に係る訴訟事件の和解を受け入れる

増毛町議会第4回定例会は、12月14日・15日の2日間で開催され、一般会計ほか7会計の補正予算、看護職員や介護従事者を養成するための貸付金条例、看護職員の就労奨励金条例、職員等の給与条例の改正、損害賠償請求に係る訴訟事件の和解受け入れなどを審議しました。

審議された案件7件、補正予算8件の内容についてお知らせします。

平成29年 第4回定例会

12月14日～15日開催

条例の制定・改正

◆看護職員養成修学資金貸付条例の制定

慢性的な看護職員不足の解消のため、看護職員確保対策として制定されました。

対象者は看護師または准看護師を養成する学校等に在学し、将来、町職員として看護業務に従事しようとする者。

貸付金額は在学期間中に正看護師は月額5万円、准看護師は月額3万円としています。（返還免除規定あり。）

施行日は平成30年4月1日。

◆看護職員就労奨励金条例の制定

慢性的な看護職員不足の解消のため、看護職員確保対策として制定されました。

対象は、看護師または准看護師の有資格者で、新たに市街診療所または明和園に、医療職として1年以上勤務しようとする者。（看護職員養成修学資金の

貸付けを受けた者は対象外）

奨励金は事前申請で、交付か貸付を選択できます。

それぞれ勤務予定期間を定め、期間と資格に応じ奨励金の額を表のとおりとしました。

勤務予定期間	正看護師	准看護師
1年	30万円	20万円
2年	60万円	40万円
3年	100万円	70万円

交付を選んだ場合は、予定期間満了後に交付となります。

貸付を選んだ場合は、返還免除の規定や期間満了前に退職したときに違約金が発生することもあります。

施行日は平成30年1月1日。

◆介護従事者養成修学資金貸付条例の制定

将来、町内の介護保険施設等の職員として、介護業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸付け、介護従事者の養成、確保を図り、介護の提供体制の充実を目的として制定されました。

た。

対象者は、介護福祉士の養成施設に在学中の者で、将来、町内で介護業務に従事しようとする者。

在学期間中に月額5万円以内を無利子で貸付します。

一定の条件により、貸付金の償還を免除する規定を設けました。

施行日は平成30年4月1日。

◆議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

◆特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、議員及び特別職の職員の期末手当の額を改正しました。

◆増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員の給与に関する人事院の勧告に準じて、職員の給与及び期末勤勉手当の改定のため、改正しました。

一般議案

◆損害賠償請求に係る訴訟事件の和解

住民基本台帳事務で、支援措置申出者の現住所が加害者に漏えいしたことにより、当町と相被告である弁護士を被告として、平成28年8月24日に損害賠償請求の訴訟事件が提起されました。町は訴訟内容について、認否及び反論を行ってきましたが、東京地方裁判所から和解の勧告があり、和解案が提示されたことから、地方自治法の規定により、これを受け入れるための提案があり、原案どおり可決した。

○和解案の主な内容

- ・被告ら（増毛町ほか）は、原告らに対して謝罪する。
- ・増毛町は、再発防止を徹底する。
- ・解決金として、185万円を支払う。

補正予算

今定例会では、平成29年度の

一般会計のほか、5特別会計、2企業会計について、予算補正の提案があり、いずれも原案どおり可決しました。

提案された補正内容は、表のようになっています。

会計ごとに補正額の大きなもの、注目すべき事案について、説明します。

◆一般会計

歳入歳出ともに、1億3880万3千円が追加（増額）されました。

歳入は、地方交付税、国や道からの障害者支援給付費等負担金、留萌南部衛生組合負担金の前年度精算による返還金、頑張れましか応援寄附金の追加と利用者減に伴う養護老人ホーム費事務・事業負担金、特定施設介護サービス収入の減額が主なものです。

歳出は損害賠償訴訟和解金、

ふるさと納税による基金への積み増しと返礼品などの必要経費、障がい者福祉サービスに係る扶助費、民間賃貸住宅建設補助金、人事院勧告に伴う職員等の人件費の追加、後期高齢者医療療養給付費負担金、養護老人ホーム運営費の減額、各特別会計の予算補正に伴う繰出金の調整が、主な内容になっています。

平成29年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。
千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出 1億3,880万円の増額
総額 47億9,858万円に

歳入

地方交付税…………… 2,737万円増
障害者支援給付費等負担金（国・道）… 917万円増
頑張れ増毛応援寄附金…………… 1億円増
特定施設介護サービス負担金…………… 547万円減
社会福祉施設費負担金…………… 433万円減
留萌南部衛生組合負担金前年度精算返還金… 476万円増

歳出

損害賠償訴訟和解金…………… 185万円増
頑張れ増毛応援寄附金関係
基金への積立…………… 3,651万円増
返礼品等の経費…………… 6,348万円増
障がい者福祉サービス等扶助費… 1,222万円増
養護老人ホーム運営費…………… 1,005万円減
後期高齢者医療療養給付費負担金… 1,103万円減
留萌南部衛生組合負担金…………… 215万円減
住宅リフォーム補助金…………… 295万円減
民間賃貸住宅建設補助金… 2,000万円増
新築住宅建設支援補助金…………… 100万円減
職員等人件費…………… 661万円増
繰出金
国民健康保険特別会計… 310万円増
観光施設事業特別会計… 55万円増
診療所事業特別会計… 617万円減
介護保険特別会計… 590万円増
公共下水道事業特別会計… 147万円減

◆国民健康保険特別会計

歳入歳出ともに、1411万2千円が追加(増額)されました。歳入は高額療養費等の増加に伴う、国や道からの療養給付費負担金と調整交付金等補助金、前年度の精算による退職者医療療養給付費の過年度分交付金、一般会計及び財政調整基金からの繰入金の追加が主なものになっています。

歳出は、一般被保険者高額療養費、30年度からの国保北海道単一化に伴うシステム導入負担

国民健康保険特別会計

歳入歳出 1,411 万円の増額
総 額 7 億 5,426 万円に

歳入

国からの療養給付費負担金…… 301 万円増
国・道からの調整交付金等補助金… 353 万円増
退職者医療療養給付費交付金(過年度分)… 338 万円増
繰入金(一般会計・財政調整基金)… 417 万円増

歳出

一般被保険者高額療養費…… 873 万円増
国保単一化に伴うシステム負担金… 227 万円増
精算による一般被保険者療養給付費負担金返還分… 215 万円増
職員等人件費…………… 22 万円増

観光施設事業特別会計

歳入歳出 55 万円の増額
総 額 5,325 万円に

歳入

一般会計からの繰入金…… 55 万円増

歳出

温泉施設燃料費…………… 23 万円増
職員等人件費…………… 31 万円増

診療所事業特別会計

歳入歳出 2,217 万円の減額
総 額 2 億 1,216 万円に

歳入

国民健康保険診療報酬収入… 1,500 万円減
入院一部負担金収入…………… 100 万円減
一般会計からの繰入金…… 617 万円減

歳出

職員等人件費…………… 2,234 万円減

介護保険特別会計

歳入歳出 1,453 万円の減額
総 額 9 億 0,726 万円に

歳入

国・道からの介護給付費負担金…… 96 万円減
国・道からの調整交付金等補助金… 232 万円減
支払基金交付金…………… 201 万円減
訪問・施設介護給付費収入… 1,083 万円減
施設介護サービス自己負担収入…… 182 万円減
一般会計からの繰入金…… 590 万円増

歳出

保険給付費負担金…………… 296 万円減
居宅サービス事業費…………… 95 万円減
施設介護サービス事業費… 793 万円減
介護保険システム改修委託料… 344 万円増
電算共同化システム事業費… 182 万円減

金、前年度精算による一般被保険者療養給付費の国への返還分、人事院勧告に伴う職員等人件費の追加が主なものとなっています。

◆観光施設事業特別会計

歳入歳出ともに、55万2千円が追加(増額)されました。歳出では、温泉施設の燃料費、人事院勧告に伴う職員人件費と臨時職員の人件費を追加し、その財源として一般会計より繰入れをしました。

◆診療所事業特別会計

歳入歳出ともに、2217万3千円が減額されました。歳入は、国民健康保険診療報酬収入、一部負担金収入、一般会計からの繰入金を減額しました。歳出は、人事院勧告に伴う給与と改定と職員の退職による人件費の調整減額が主な内容となっています。

◆介護保険特別会計

歳入歳出ともに1453万円が減額されました。

歳入は、国や道からの介護給付費負担金・調整交付金等の補助金、支払基金からの交付金、訪問・施設介護給付費や施設介護サービス自己負担などのサービスの収入の減額と一般会計からの繰入金の追加が主なものとなっています。

歳出は、介護保険システム改修委託料の追加と保険給付費負担金、居宅・施設介護、それぞれのサービス事業費の減額が主なものとなっています。

平成 29 年第 4 回定例会 審議した議案と各議員の賛否

番 号	事 件 名	議員名（議席順）										議決結果
		酒井倫明	土橋文夫	大井紀美恵	松倉清道	菅原幸弘	小田緑	飛内眞吾	西山征二	豊田敏巳	岩崎俊一	佐藤善一
議案第 71 号	損害賠償請求に係る訴訟事件の和解について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 72 号	増毛町看護職員養成修学資金貸付条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 73 号	増毛町看護職員就労奨励金条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 74 号	増毛町介護従事者養成修学資金貸付条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 75 号	議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 76 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 77 号	増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 78 号	平成 29 年度増毛町一般会計補正予算（第 5 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 79 号	平成 29 年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 80 号	平成 29 年度増毛町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 81 号	平成 29 年度増毛町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 82 号	平成 29 年度増毛町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 83 号	平成 29 年度増毛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 84 号	平成 29 年度増毛町水道事業会計補正予算（第 2 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第 85 号	平成 29 年度増毛町砕石事業会計補正予算（第 2 号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第 117 条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

公共下水道事業特別会計

歳入歳出 **78 万円** の増額

総 額 **2 億 6,427 万円** に

歳 入

下水道使用料…………… 232 万円増

一般会計からの繰入金…… 147 万円減

歳 出

下水道長寿命化更新工事費…… 13 万円減

管渠内調査業務委託料…… 19 万円減

公共桝新設工事費…………… 72 万円増

職員給与費…………… 8 万円増

水道事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし

支出総額 **2 億 2,319 万円**

収益的支出

営業費用（人件費の追加）…… 31 万円増

予 備 費…………… 31 万円減

砕石事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし

支出総額 **2 億 6,801 万円**

収益的支出

営業費用（人件費の追加）…… 9 万円増

予 備 費…………… 9 万円減



◆公共下水道事業特別会計

歳入歳出ともに 78 万 5 千円を追加（増額）しました。

歳入は、下水道使用料の追加と一般会計からの繰入金の減額が主なものとなっています。

歳出は、契約締結に伴う委託料と工事費の減額、公共桝新設工事費と人事院勧告に伴う職人件費の追加が主な内容となっています。

◆水道事業会計

収益的収入及び支出の予定額に増減はなく、科目間の金額の調整のみとなっています。

主な内容は、人件費の追加と予備費の減額となっています。

◆砕石事業会計

収益的収入及び支出の予定額に増減はなく、科目間の金額の調整のみとなっています。

主な内容は、人件費の追加と予備費の減額となっています。

行政報告

平成29年第4回定例会では、町長より議会に対し2点について報告がありました。



長 約して町民の皆様にもお知らせします。

①農業、漁業の状況

全国各地で自然災害が相次ぎ、甚大な被害が発生し、9月中旬には、北海道日本海沿岸に台風18号が接近し、暴風による被害が心配されましたが、幸いにも増毛町では大きな被害がなく、安堵したところでしたが、11月11日の爆弾低気圧の暴風では、被害が発生しました。

農業については、リンゴが平年より、やや早めに生育し、干ばつ状態が心配されたものの、8月以降の降雨と高温により実の肥大が順調に進み、平年並みの収穫となりました。プルーンは、9月の台風の影響で落果被害

が出ましたが、最小限の被害にとどまりました。また、ブドウは収穫量にも恵まれました。フルーツの里増毛をPRする取組として、秋の果物販売PR事業を道内外で開催し、多くの来場があり、当初の目的を達成することができました。

水稻は、6月下旬から7月上旬にかけての低温の影響が心配されましたが、その後の天候回復により、留萌管内の作況指数は、101となり、南るもい農協増毛支所への集荷量は、昨年より若干多い2万俵を超えるものとなりました。また、酒造好適米の収量も増え、低タンパクの品質の良い酒米の出荷となり、地元の酒蔵の新酒の出荷が待たれるところです。

漁業については、11月末までの水揚げは、昨年同期と比べ、漁獲量で267トン、金額で2億5034万円の増となっています。主要魚種の秋鮭は全道的に不漁が続いているなか、日本海沿岸では豊漁となり、魚価も高く推移したので、前年に比べ、漁獲量で49トンの増、金額で1

億5500万円の増となっています。エビは、漁獲量が6%の増となりましたが、単価が低く推移し、金額は若干下回っています。ホタテは、オホーツク沿岸への稚貝の出荷と成貝の輸出及び国内への出荷量は若干の減となっていますが、金額では若干の増となっています。タコ、カレイは、操業にも恵まれ、漁獲量、水揚げ金額ともに前年を大きく上回りました。また、10月からのアワビ漁は、海の状況にも恵まれ、水揚げを伸ばしています。11月の爆弾低気圧により、沿岸では10メートルに迫る高波により、漁港及び各地区の船揚げ場では、流木や大量の漂着ごみと磯船の破損が数件発生したほか、別荘漁港内では侵入防止柵と倉庫の倒壊に見舞われました。漂着ゴミの収集作業には、各地区の漁業者の皆様の協力により進めることができました。今年の操業も残りわずかとなり、冬場で時化の日が多いことが予想されますが、天候に恵まれ海難事故もなく、豊漁を期待しています。

②ふるさと納税を活用した「頑張れ増毛応援寄附」の状況

11月末日現在で、全国の約2万6300名の方から、約3億6100万円の寄附申込みがありました。これは、前年同期と比較すると、金額で約5100万円、比率で16・5%の増加となっています。今年度は、春先から、寄附の申込みが順調に推移しています。昨年のJR廃線の話題により、増毛の名が全国的に知られ、それに伴って町の特産品も評価されているのではないかと感じています。12月からは、申込者1万名に対し、増毛産米300グラムをプレゼントするキャンペーンも実施し、増毛のお米も売り出していきたいと思っています。

ふるさと納税も、寄附をする方々の目的意識が変わってきていると言われており、その使いみちや町づくりに対する姿勢も問われてきています。全国の方から「北海道の増毛町を応援したい」と思っていただけのような町づくりにつなげていきたいと思っています。

一般質問 ズバリ 町政のここが聞きたい!!



今回の第4回定例会の一般質問は、本会議1日目の14日に行われ、5名の議員が12項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)

えび地酒まつり、観光港まつり、秋の味まつり、スキー場まつりなど、多くの人が集まるイベントでの対策をどのように考えているか。喫煙所などを設ける人混みでの受動喫煙防止策を講じるべきではないか。

○町長

えび地酒まつり等での受動喫煙対策は、その運営のほとんど

民から観光イベントの際の対策も進めてほしいとの声が寄せられている。



○小田議員

9月議会における公共施設での受動喫煙対策の答弁を受けて、町

小田議員①

イベントでの受動喫煙対策について

Q 人混みでの対策に喫煙所を設けては

A えび地酒まつりには設けている

9月議会の質問の中で「健康ましかけ21計画」に触れたが、行政の役割としては、煙にさらされる状況について主導的に関わっていかねばいけないと思う。既に、えび地酒まつりでは行われており、それ以外のイベントでも取り組んでいくとのことだが、すぐに取り組んでいくように、町が実行委員会などに

○小田議員

なお、質問のあった4つのイベントに限らず、大勢のお客様を集めるイベントは対策を講じたいと思っている。

が町内の各関係組織による実行委員会となるので、環境保全に向けて取り組むように要請したいと考えている。一番の入り込みとなるえび地酒まつりは、既に会場内4か所に喫煙場所を設け、当日配布するチラシにも表示している。他のイベントでは対策を講じていないが、お客様への協力を改めてお願いする取組として、会場内での配布物、案内看板類、アナウンス等で注意喚起を進めていく。

主導的に関わっていくのか。

○町長

先ほどのイベントに限らず、小中学校や保育所、幼稚園の運動会など、保護者が集まる行事にも、踏み込んでいかなければならないと考えている。

小田議員②

独居高齢者・障害者のごみ出し支援について

Q ハンディキャップシールを導入しては

A 留萌市・小平町との協議が必要

○小田議員

ごみ出しが困難でありながら必要な支援が受けられない高齢者などの課題が社会問題となっており、不衛生な住環境となったり、分別が不適切なごみ出しで近隣住民とトラブルになったり、無理なごみ出しを続けてケガをするなど、多くの課題が浮き彫りになっている。

(1)ごみ出し困難な高齢者への支援として、当町での取組はある

か。

(2)小平町・留萌市と共同で、ハンディキャップシール導入の考えはないか。

(3)介護保険制度ではなく、地域の支え合いで行う仕組みが大切なのではないか。

○町長

(1)当町の場合、介護認定者に対する訪問看護サービスによるごみ出し等の生活援助支援を受ける以外、特別な取組は行っていない。

(2)ごみの排出は、分別されていることが必要で、排出日も決められており、それに沿って委託業者が収集していることから、ハンディキャップシール導入は

留萌市・小平町と十分な協議が必要であり、現段階では導入の考えはない。

(3)ごみ出し支援は、地域のつながりによる取組も一つの方法と考えられるが、生きがい活動事業団を活用した取組も検討したい。

○小田議員

ハンディキャップシール導入

に関して、広域で協議を進める時期に来ているのではないか。

利用者に負担してもらっている自治体もあり、いろいろな方法があるのではないかと思う。単にごみを出すだけではなく、ごみが出ていないことで高齢者の安否確認にもつながるのでは。

○町長

自治会や生きがい活動事業団等で検討する値はある。分別が困難な高齢者とボランティアとのマッチングが非常に大切だ。まず、これを進めていきたい。

○小田議員

どういう形で対象者を決めていくのか。

○町長

分別がうまくできていなくて、いつも置かれていく人からの依頼、そこから自治会のマッチング、そして生きがい活動事業団の流れになると思う。

※ハンディキャップシールとは、高齢者や障害者の方で、ごみ分別ができない場合に、ごみ袋に貼ることにより、未分別ごみを判別するための目印シールです。

小田議員③

バス停の整備について

Q 未設置の待合所を整備できないか

A 自治会の要望があれば検討する

○小田議員

JR 廃線から1年が経過し、路線バスは重要な町民の足となっているが、利用している町民から、いくつかの声が上がっている。

(1)留萌市立病院のバス停には、乗降のためのステップがあり利用しやすい。町内のバス停にもステップを整備できないか。特に、南暑寒町のバス停は地面から直接乗車するため、乗降がしづらいので改善できないか。

(2)別荘地区や阿分地区などの海沿いのバス停は、待合所が比較的整備されているが、未整備のバス停の待合所を整備できないか。

(3)ステップの低いバスが運行さ

れていて乗降しやすいが、運行時間が分からないので、あらかじめ運行時間が分かる仕組みはないか。

(4) 町民の声を取り上げ、公共交通のあり方を継続的に議論していく協議の場の設置が必要だと思うが。

○町長

(1) 現在運行されている沿岸バスの停留所は、阿分から雄冬まで37箇所あり、路線の中で歩道側の路肩に寄せて停車できる箇所は、比較的段差が少なく乗降できるものの、歩道がなく段差がないところは、高齢者や足の悪い方は乗降しづらく、不便を強いられると思う。段差の無い、乗降がしづらいバス停を全て解消することは難しいが、酷暑寒町のバス停は、バスが停車するスペースに、段差解消を行うためのステップを設置することとは可能と考えるが、土地所有者との協議や冬期間の除雪関係、バスを寄せた場合の位置など、沿岸バスにも相談しながら検討したい。

(2) 路線区間内のバス停に対して、バス待合所が29箇所に設置され、8箇所が未設置となっている。

設置は、自治会からの要望を受け、更に待合所の管理もお願いすることになる。特に、市街地は設置するスペースが無く、土地の確保も難しく、設置が困難とみられる場所もあるが、それ以外の場所ですべて自治会からの要望があれば検討したい。

(3) 沿岸バスからは、現在、ステップの低いバス5台を購入し、留萌市内線と別荘線を運行しているというが、限られた台数での運行、また車両の点検や、その日の配車により、固定したダイヤで運行させることは難しいと聞いている。現段階では、運行時間が分かる仕組みにはなっていない。しかし、今後導入台数が増えていけば、ダイヤを固定化して運行できる可能性も出てくると思うので、沿岸バスにはステップの低いバスの導入をお願いしていきたい。

(4) JR留萌線の留萌、増毛間の廃止に伴い、デマンドタクシー

事業を行うにあたり、地域公共交通会議を設置し、平成28年9月1日から施行している。この会議は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他、旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置したものであり、協議事項があれば、随時、会議を開催したい。

○小田議員

協議がある場合に検討する機会を作ると答弁したが、町民からは、これ以上に声があると思うので、検討する課題はあるのではないか。

○町長

地域交通会議は設置している。自治会長会議等、地域の中でも協議をしてみよう、それで問題ないと思う。町民の声を取り上げるのは、自治会が有効ではないか。

○小田議員

自治会長会議で、これらの課題は出ているのか。

○町長

出ていない。地域交通会議を設置しているので、協議する事項がある場合は、随時会議を開催していく。

小田議員④
就学援助準備金の
3月支給について

Q 支給時期を更に前に進めるべき

A 3月中の概算支給に向けて検討したい

○小田議員

平成28年12月議会において、就学援助入学準備金の支給時期が6月であり、入学準備に間に合わないため、稚内市と同様に3月中に支給できないか質問をした。これに対して4月早々に行うという答弁があり、かなり前進したものの、更に前へ進めていたいただきたいと考える。

29年3月29日現在、前年度の2月から3月に支給している市町村は、入学児童に対して9市町村、生徒に対して16市町村で

ある。また、30年度入学から取り組むとした市町村が、児童に対して1市町村、生徒に対し3市町村が追加となっており、更に拡大していくと推察される。入学準備金の3月支給に取り組み考えはないか。

○教育長

就学援助入学準備金は、「増毛町要保護及び要保護児童生徒の認定事務及び就学援助費の支給に関する要綱」の援助費目、新入学用品にあたる。

就学援助費に係る今年度の事務作業の流れは、2月下旬までに保護者から就学援助費認定申請書を提出していただき、3月中に世帯の前年度の所得状況を税務課に依頼し、家庭の生活状況等を民生委員から助言いただいて、不明な事項がある場合は学校を通じての確認や教育委員会が保護者と面談などを行い、総合的な判断をもって認定・不認定を決定している。その上で、4月に申請者に通知しており、支給額は5月中旬に国から単価が通知され、各費目の支給額を

決定し、支給計画通知書を保護者へ送付、保護者からの請求によって6月中旬に支給されている。

新入学用品は、2月の説明会の折、希望する場合は4月に概算支給ができることを説明し、準備を進めていたが、該当すると思われる保護者からの早期支給の希望はなかったため、他の費目と同様に6月の支給となった。

次年度は、認定事務作業や支給の方法、手続き等を関係機関、担当課などと調整、協議を進め、他市町村の認定事務の対応を参考にしながら、3月中の概算支給にむけて検討したいと考えている。



小田議員⑤

介護職員・看護職員の処遇、雇用形態について

Q 正職員として採用できないか

A 多くの民間事業所があり難しい

○小田議員

公立の事業場における労務管理は、地方公務員法と労働基準法の規定が入り混じり、複雑だと思う。

(1) 明和園や診療所など、変形労働時間をとっている職場での就業規則の定めは、どのようなになっているか。労働時間や賃金の取り決めなどは、労働者にきちんと提示されているか。また、公務職場でも、このような事業場で残業をさせる場合には、三六協定を労働基準監督署に届け出なければならない規定があると思うが、両事業場での対応は、どのようなになっているか。

(2) 明和園の介護職員は、以前は一定の資格を持つことで、正職

員になることのできる道が開けていたと認識している。以前のように、正職員としての採用はできないか。

○町長

(1) 明和園では、今年4月に就業規則を定め、労働基準監督署に届出している。就業規則は、職員がすぐ見られるよう各部署の控え室に配置している。また、三六協定も毎年4月に、労働基準監督署に届出している。診療所は、役場の一事業所であることから、三六協定の締結及び就業規則の策定をしていなかったが、管轄の留萌労働基準監督署へ照会したところ、事業場が事業主とは別の場所であり、一般事務以外の職種が勤務しているため、別に定める必要があるとのことだったので、早急に策定し届出したい。

(2) 介護保険制度施行前は、町内に介護施設が明和園のみだったこともあり、臨時職員の正職員化を行っていたが、現在では民間の介護事業所が多くあり、そこで働いている従業員の処遇状

況を考えると、正職員化は難しいと考えている。

○小田議員

昔は、一定期間の就労や資格取得などで、正職員となっていたことが職員の定着にもつながっていたのでないかと思う。

一定の期間や資格があるなど、何らかの基準を設け、正職員化しないと、職員を募集してもなかなか集まらない、定着しないの繰り返しになると思うが。

○町長

以前と違い、これだけ民間事業所が増えると、正職員化はほかの民間事業所に迷惑をかけてしまうのではないか。公務員としての採用はできないと考えている。

○小田議員

民間があるから正職員化ができないというのは、どうも理解できない。正職員採用をしている公立施設もあるので、検討しては。

○町長

明和園の運営は、これから改築に合わせて、どういう運営に

なるのかということにもなると思う。今のところは、公務員としての採用は考えていない。

松倉議員

まちづくりセミナーと駅舎改修について

- Q** 駅舎の改修に伴う具体的な計画は
A 新たな観光やコミュニティの拠点に



○松倉議員

平成29年11月16日、文化センターで増毛町まちづくりセミナー2

017「歴史文化資産を活かしたまちづくりを考える」が開かれ、町民約70名の参加者が、町内の歴史的文化資産の活用方法を考える機会となった。

講師の角幸博氏は「増毛町の歴史的建造物などの価値・魅力」、吉岡宏高氏は「産業の歴史を活かしたまちづくり」をテーマに「駅舎改修はチャンス」と題し

て講演し、また堀町長含めた3名のパネリストを中心に、当町の現場に即した課題を講師2名と共にディスカッションを行い、とても有意義な時間だと感じた。町長は、ディスカッションで、具体的な今後の計画にまでは触れていなかったが、全体のまちづくりをどのように考えているのか。また、旧駅舎改修は、完成イメージ図ばかりが先行していると感じるが、具体的にはどのような計画を考えているか。

4月にオープン予定、交流拠点、観光情報の発信基地、バスターミナルの機能などの情報は聞こえてくるものの、町民からは、イメージ図を見て「あのモニュメントはなにか」「線路はどこまで残すのか」「水飲み場の再設置はあるのか」「改修後の駅舎スペースの利用は」「イベント・展示会などに使えるのか」など、関心を持たれているが、現段階での具体的な計画と今後の展望は。

○町長

まちづくりセミナーは、平成

27年度から始まり、今年が3回目、一貫して当町の歴史文化資産の魅力をどう生かしていくか、有識者の講演等により、今後のまちづくりの参考とすることを目的としており、町民にも当町の歴史資産の素晴らしさを知ってほしいと思っている。

歴史資産を生かすことは、まちづくりの一つの要素と考えている。今年度、歴史文化基本構想を策定しており、今後は、その構想に沿って進めていくことになる。

また、駅舎改修は、完成イメージが既に出ているが、鉄道の記憶を残す新たな観光やコミュニティの拠点として考えており、多くの方に立ち寄っていただくことを想定している。

ホーム付近に設置予定のモニュメントは、世界的な彫刻家の五十嵐威暢氏が、鉄道の歴史を継承していくことに共感し、増毛駅の過去、現在、未来を表すモニュメントを、これからの増毛観光に寄与すべく、作製していただくこととなった。五十嵐先

生に関しては、来年、札幌で大きな展覧会を開き、全国、全国各地にある先生の作品が紹介されることになっているが、増毛のモニュメントも同じく紹介される予定である。

また、JRから譲渡を受けた増毛駅の鉄道敷地内の線路は残すことにしている。それ以外の敷地は、所有しているJRが決めることだが、健康ウォーキングイベント等の開催も考えており、箸別まではできる限り、残していただきたいと思っている。水飲み場は、水道元栓を撤去しておらず、水道施設の設置は可能と考えている。

駅舎の内部は、通常、観光客の休憩場所や鉄道の記憶を残すギャラリースペースと考えているが、用途を限定することは、今のところ考えていないので、イベント等で大いに活用していただきたい。

鉄道敷地も含めて、今年度の工事で全てが完成するとは考えていない。有効な活用方法に依りて徐々に整備し、発展してい

くものと考えている。

○松倉議員

来年度、考えている計画があるか。

○町長

今年度、ふるさと納税を活用し、旧増毛小学校の体育館を改修したが、駅舎の改修も合わせて、歴史を生かしたまちづくりをしていきたい。また、増毛駅、旧商家丸一本間家、国稀酒造、厳島神社、旧増毛小学校の5つの歴史的建造物を生かしながら、町内を散策ができるような、歴史を生かしたまちづくりを進めていきたい。

○松倉議員

駅舎のオープン予定と式典は考えているか。

○町長

完成予定は、来年3月20日で、式典等は今のところ考えていない。4月中旬あたりにオープンできればと思っている。

○松倉議員

町民から企画が上がってきた場合、協力などは考えられるか。

○町長

町がやるのではなく、歴史通り商店会、青年団体などが率先してやっていただければ、町も積極的に動きたい。

○松倉議員

駅舎は交流の拠点に限定してないとの答弁であったが、ほかの可能性も含めてあるという意味なのか、それとも、まずは作ったので来年度以降に考えるということなのか。

○町長

将来的には、駅にどのように人が入ってくるのか、それから駅舎、駐車場環境もギャラリー的な形でオープンして経過を見て、どのように使っていけるのか判断し、要望や提案も受けたかと思っている。

○松倉議員

バスターミナル機能は、どのような変化をすると考えているか。

○町長

暑寒町1丁目のバスターミナルがなくなったので、駅のトイレを利用していただきたい。そういう面が、バスターミナルの機能と考えている。

乗り継ぎ、停留所などの協議はしている。朝の便7時50分発は、行って帰ってくるのが16時10分発。その反対の札幌8時発の便を増毛経由で北に向かうルートに変えてくれとお願いをしている。羽幌号の停留所の降りるところが不便で、特に暑寒町1丁目、畠中町1丁目が非常に不便で要望している。

○松倉議員

駅前のバス停等は、当初のイメージ図どおりか。

○町長

今年度の事業では止めており、来年以降にどのようにするか再度検討する。

○松倉議員

今後より一層、ハード、ソフトを含めた事業を行政として、意見を取り入れながら、進めていくという捉えでよいのか。

○町長

町だけが進めていくのではなくて、いろいろな方々の提案もいただきながら、応援もいただきながら、一緒に当町を盛り上げていきたい。

大井議員①

町営墓地の合同墓 建立等について

Q 何年先に建立するのか

A 平成31年以降と考えている

○大井議員



平成28年12月定例議会での町営墓地管理の質問に対し、町が調査

して無縁化にならないような対策が必要と思っており、将来的には合同墓は造らなければならぬという答弁であった。

また、ここ数年間でお墓について考え、心配されている町民の方々の増加が懸念される。

(1)町営墓地、お墓に関する調査の進捗状況は。

(2)合同墓建立は、具体的に何年先か。

(3)当町にお墓じまいの相談窓口の開設、終活セミナー等の取組

が必要では。

(4)ふるさと納税の返礼品としてのお墓清掃の依頼件数は。

○町長

(1)暑寒沢墓地に建立されているお墓の調査は、今年度を実施して終了した。

(2)合同墓を建設する場合は暑寒沢墓地内とし、31年度以降と考えている。

(3)墓じまいと終活は、社会福祉協議会に委託している「いきがいデイサービス」の特別授業として終活セミナーを開催している。

暑寒沢墓地のお墓に関する相談、申請があった場合は、企画財政課で手続きの説明を行っている。

(4)ふるさと納税の返礼「お墓の清掃」は、年度途中に加えたため、今年度は1件にとどまったが、来年度以降も提供を継続する。

○大井議員

合同墓建立が31年度以降ということは31年なのか、それともまだ先なのか。

○町長

もう少し様子を見ながら、町として必要だと判断した中で進めるということで、私の1期目の任期中は実施しない。

○大井議員

合同墓に関するアンケートを実施してはどうか。

○町長

町民へのアンケートは、今は考えられないが、情報収集、調査はする。

大井議員②

災害・防災対策について

Q 防災や災害備蓄品の説明をしては

A 後は職員を配置して説明したい

○大井議員

今年度も9月1日の防災の日、昨年同様、避難訓練が行われた。

(1)今回は炊き出しの訓練として、100食分のカレーライスを用意したが、提供までに訓練終了

から1時間以上が空き、参加者はその時間が来るまで家に戻ることになり、再度、来る方は少数だったと思う。その時間を有効に使って、災害時の対応や防災、減災等の説明、また、テールに災害備蓄品が並べられていたが、再確認のためにも町担当職員が率先して説明するべきではないか。

(2)一時避難場所である旧増毛小学校へは、なかよし坂を上がって行かなければならないが、急な坂のため高齢者の方や足の不自由な方など、容易に行くことができない。片側に手摺りのようなものがあるが、錆びやぐらつきがあった。いつ災害が発生するか分からないので、整備は万全にしておくべきだと思うが、(3)11月11日からの強風で、暑寒町1丁目から雄冬地域で停電が発生した。その地域に住んでいる町民の方々は、電気が使用できるのは、いつになるのか大変不安だったと思う。停電の情報は北電への確認を行い、現在の状況等を早急に防災無線で知ら

せるべきであり、町民の方々の不安を少しでも取り除くことができるのではないかと。今後、こういう状況になった場合には、防災無線を活用し、町民の方々に状況報告等をするべきだと考える。

また、ドローン（無人飛行機）を使って、災害情報を得る方法が、最も迅速で正確であると思う。町全体の状況や崩落現場に近づくことが難しい箇所でも、被害状況が早急に把握でき、より早く災害の対応ができるのではないかと。

○町長

(1)今年度の全町防災訓練は、昨年まで実施した避難訓練に加えて、新たに炊き出し訓練を計画した。

炊き出し訓練は、どの程度の時間を要するか分からないため、避難訓練と同時に開始し、限られた人員で、どの程度の時間で調理が完了するかを知るための訓練でもあった。カレーライスの提供が主たる目的ではなく、避難訓練とは別に、参加可能な

方は試食をしていただくように、チラシや広報等でお知らせした。メニューにもよるが、今回のカレーライスは開始から約1時間で調理を完了した。

会場の災害備蓄品の展示は、毛布やヘルメット、段ボールベッドなど、町の備蓄品を中心に一目で分かるよう展示した。

今後は職員を配置し、説明したいと思う。

(2)なかよし坂の手摺りは、議員の指摘通り錆びており、危険と判断した箇所は補修、又は撤去したいと考えている。

(3)11月11日の停電時には、北電に何度も問合せをした。後に分かかったことだが、今回の箇所が停電を通知する設備の故障も含まれた特異のケースで、北電自体が停電になっていなくても停電箇所も把握しておらず、「復旧の見込みは、たっていない」との回答しか得られず、防災無線で知らせるべき情報が何もない状況だった。今後も停電箇所や復旧のめど等、必要と思われる情報を把握次第、防災無線を

活用し、情報を提供していく。

また、ドローンの活用は、災害状況の把握、山岳等の遭難者の捜索、観光の空中写真や動画、農地調査等での活用が考えられるので、先進地の活用状況や実績等を考慮しながら、今後、検討していきたい。

○大井議員

備蓄品の展示場所が、目立たないところだったと思う。ステージが空いているのであれば、担当職員が持ちながら説明してはどうか。

○町長

提案として承る。

○大井議員

停電時の避難場所の電気の確保は、介護施設や診療所、学校などはあると思うが、避難場所に指定されている施設には無停電電源装置やバッテリーなどを設置しているのか。

○町長

発電機を準備している。ただ、避難所ではなく、庁舎に置いている。数に限りはあるが、昨年、ライオンズクラブからも寄贈い

ただき、今後は数を増やしていきたいと思う。

○大井議員

町内には民間業者や公共施設などにAEDが20か所設置されており、避難場所に指定されている施設にもあるが、町内中心部には設置のない公共施設や民間事業所なども見受けられる。災害時だけでなく、高齢者も多いことから、いつ病気やけがをするか分からない。そのため、設置の義務付けや民間業者の勧誘を進めていくべきだと思う。また、AEDの使用方法も、消防職員や消防団員などは講習を受けているが、町職員も使用方法の確認も含めて講習を受けるべきと思うが。

○町長

講習は、消防で実施している。今後も町民対象、または職員も出れるよう進めたいと思う。

大井議員③

就労者確保について

Q 冬期間の就労者確保の施策は

A 冬期に限った仕事の確保は難しい

○大井議員

全国的に職員が不足している事業所や施設が年々増加し、当町においても介護、看護などの専門職員が、毎回、募集されている。今回、職員採用にあたり、町から優遇された貸付や就業支援が予定されているが、就労者不足はこれだけの職業だけでは無い。季節的な労働に携わっている職員も深刻で、春から初冬にかけて仕事はあるが、冬になると極端に減少し、あったとしても短時間労働や日数の減少などによって、生活の設計がたたない。このような中で、子育て、社会保険料などの多額な支出がある。公共事業の減少により、今後、ますます厳しくなっていく

ると思うが、どのように就労者確保の施策を考えているか。

○町長

町が予算化する業務は、除雪作業、スキー場運営があるが、町内では酒造業での仕込み作業などで、人手を要するものがあるかと思う。しかし、冬期に限った新しい仕事は非常に難しいのが実情である。

町も加入の南留萌地域通年雇用促進協議会では、事業所向けの通年雇用支援や季節労働者向けの就職促進セミナーなども開いており、各人のスキルアップや就職円滑化技能、又は技能訓練などの各種講習も実施している。町のほか建設協会、商工会、水産加工組合や漁協も加入しているの、そちらの利用なども検討いただきたい。

○大井議員

今年度の町政執行方針にある基本方針と施策の展開の中で、漁業の振興担い手対策として、漁業資格取得費補助事業の継続を行うとしているが、今現在、申請者はいるか。また、今年3

月に発行された事業所向け求人と動向調査報告書では、季節労働者対策に対する要望意見書の中で、

①通年雇用安定のための取組より、季節労働者さえ集まらない状況。

②どんどん若者が増える環境作りが必要。

③通年雇用に対応する公共事業量の確保。

④3月から5月頃の公共工事の継続など。

また、冬期間の仕事を確保する政策等がない限り、不可能ということも挙げられている。

当町全体の問題として、行政の考え方だけではなく、官民一緒に考えていかなければならないと思うが。

○町長

就労者の確保は、非常に難しい課題であり、町だけがやっていけるような問題ではないと思っています。全産業に広がっている就労者不足、町では介護員・看護職、水産加工場でも国からベトナムに移りつつある

○農林水産課長

29年度の実績は、漁業の新規就業として1件、船外機等の購入助成をしている。

○大井議員

留萌管内のある町で、雇用機会の拡大として、雇用促進助成制度を設けて、中小企業などの新規雇用をバックアップし、常用就労者の増加、若者の雇用確保につながっている。それぞれ条件はあるが、良い結果になってきている。また、違う町村の商工会でも、無料の職業安定所を開設し、求人情報の提供を始めている。

商工会とタイアップし、当町にあった取組を考えて、就労者が1人でも多く、地元に住める

よう労働者不足に対応するための取組が大事だと思う。

例えば、建設会社が仕事の少ない春先に、田植えのお手伝いをしたり、ホタテ養殖の稚貝出しのほうに行ったりと、そういう派遣業務などもあるので、ハローワークとも連携しながら就職相談窓口を設け、求職者がうまく職に就けるように考えていくべきではないか。

○町長

町が職業の斡旋をすることは考えていないが、ほかの町の優良事例があれば、研究して進めたい。



酒井議員

明和園の今後について

- Q** 課題解決に向けた運営の方向性は
A 早急に議論する場の設置を検討する



○酒井議員

当町の老人福祉施設「明和園」は、昭和38年12月に養護老人ホームとして開設され、55年に特別養護老人ホーム、平成2年にはデイサービスセンターが併設されて現在に至っているが、老朽化が進み、改築が課題になっている。

また、介護員などの職員が不足していることにより、待機者がいても入所者数を制限し、デイサービスを休止している。職員の多くが臨時職員で、待遇の改善を行っているが、人員の確保が難しい状況だ。

産業厚生常任委員会では、この問題に関して、道内自治体の状況を調査し、明和園の今後の方向性を探る一助にするため、11月8日から2日間の日程で、オホーツク管内佐呂間町と津別町を訪問して、それぞれの町の状況を視察してきたので、その内容と明和園の状況を基に質問したい。

1か所目の佐呂間町は、一般会計の繰出しが、24年度の4511万円から、28年度で約840万円に減少して、26年度に給食業務と医療業務を直営から委託に切り替えたことが大きな要因で、このことが町営を維持していく決意を後押ししたと思われる。しかし、様々な策を講じているものの、介護職員の確保は、ますます困難になってきている。

2か所目の津別町は、14年に市町村合併の議論が始まり、その協議の中で介護サービス事業特別会計への繰出しの多さが指摘され、改善を求められたことや将来の財政状況への不安によ

り、自主・自立まちづくり推進計画を策定し、事務事業外部委託検討委員会の議論を経て、町長から民営化の方針が示され、特別養護老人ホーム等民営化計画が策定されて、介護サービスの質的向上を目的に民間への移譲を決めたと聞いた。26年4月に土地の無償貸付、建物と備品等の無償譲渡を行い、移譲に当たっては、町が頼み込まなくても受け入れられたとのことだ。

視察を終えて、佐呂間町は直営を維持していく考えで、津別町は民間へ移行と、それぞれ正反対の対応をしたことになるが、状況を適切に判断し、現在も介護施設を維持・運営できていることに結びついていると思う。

明和園の課題解決に向けて、今後、どのような方向性を持って運営していくのか、改築を行う前に明確にする必要があるのではないかと。自治体運営の介護施設が少なくなった中で、町営を維持していくのか、民間への移譲を選択するのか、今現在どのように考えているか。

○町長

直面している課題は、指摘の通り老朽施設の改築と介護職員の確保だと考えている。

それに伴い、施設の運営形態の方向性を直営で維持するのか、それとも社会福祉法人への業務委託や業務移譲を行うのか、簡単に結論が出せないと認識している。

道内他市町村では、介護現場での人員確保対策として、修学資金の貸付や就業支援を行っていて、視察先の両町でも同様の施策を実施し、前年度に数名の利用実績があることも、同行した明和園参事より報告を受けている。

また、全道の特別養護及び介護老人ホームの社会福祉法人がの運営している割合を調べたところ、特養は473施設の内451施設で95・3%、養護では58施設の内48施設で82・8%であり、このような道内の動向にも注視し、参考にしていく。

今後の明和園のあり方は、早急に方向性を出さなければなら

ない。このままの状態では改築等の課題に結論を出すことは困難であると思っている。将来像が議論できる場の設置を早急に検討する。

○酒井議員

結論が出しづらい大変難しい問題だが、高齢化率が40%を超えて、全道の上位にランクされている当町としては、今後の方向性を早めに出して、町を挙げて対応していくことが求められるのではないかと。役場関係部署が集まって協議をする、若しくは庁外の方々の意見も参考にすることも必要と思うが、スピード感を持って話を進めていくことが大事だ。改築の問題もきちんと定めていく必要があると思うが、具体的に何かあるか。

○町長

町営にするのか、社会福祉法人で進めるのか、改築の前にしっかりとした協議の場を設けスピード感を持って、進めていきたい。

○酒井議員

資料によると28年度は全体で

は1億3451万円の歳出超過になっている。24年度では約5750万円の歳出超過だったの、比較すると約2・3倍増加している。

歳出の超過を確実に減少させる有効策を見い出せるなら、多少時間かかっても直営もあると思うが、もし見い出せなければ、民間への移譲や指定管理者制度など、公設民営化も検討していく必要があると思う。

今後、意見を集約していく中で、民間に移譲する余地があるとした場合、ということが障害になるか。

○町長

歳出の超過は、しっかりと分析しながら、どうしたら少なくなるのか考えていきたい。

また、移譲、委託の部分は、以前、町外の社会福祉法人に打診したことがあったが、ずっと棚上げになっていた状況なので、どのようなところが移譲、経営をしてくれるかが、一番の課題だと思う。

○副町長

早急に常任委員会の視察の状況や報告を聞きながら、社会福祉法人が良いのか直営が良いのか、それぞれどんな問題があるのかを含めて、更にどのような場が必要なのかも、議論していきたい。

西山議員①

臨時職員の賃金について

Q 賃金等を改正するべきでは

A 手当支給が可能な制度が創設される



○西山議員

条例では、臨時職員の日額賃金を最低賃金から最高1万円まで、月給は11万円から30万円までの範囲において、町長が別に定める額とある。

(1)5年以上勤務の臨時職員は、職員と同等以上の事務処理をしている者もいるので、毎年少額

でも加算をすべきでは。

また、月額24万円の臨時職員の場合、どのような理由で額を決めたのか。

(2)賃金の加算が無理であれば、5年以上や10年以上の臨時職員の年末報償金を増額する等の配慮があっても良いのでは。

(3)全体的に臨時職員の賃金は低いと思われるので月額、月額ともに改正すべきでは。

○町長

(1)臨時職員給与条例及び臨時職員取扱規則で定め、経験年数区分の最高は10年以上の者となっている。

臨時職員のうち数名は、20年以上勤務の者もいるので、現在の区分以上に設定も必要ではないかと考え、検討している。

月額24万円の臨時職員は、特別な知識や技術を要する職であることを考慮して、金額を決定している。

(2)年末報償金は、月額者と日額者の基本単価に差を設けていたが、月額者は28年度より単価の高い日額者に合わせて支給して

いる。

(3)32年度から創設される会計年度任用職員制度により、臨時職員に期末手当のほか、一定の手当の支給が可能となる。

現在、国から通知された事務処理マニュアルに基づき、臨時・非常勤職員の実態把握に向け準備をしている。

○西山議員

毎月の賃金を最低でも15万円、10年以上いる方は16万円から20万円の範囲で設定し、改正する気持ちはないか。

今すぐ決めることができないのであれば、せめて10年以上、5年以上勤めている臨時職員は、年末報償金の1日の単価を上げるべきではないかと思うが。

○町長

2年後には会計年度任用制度という今までの臨時職員と全く違った給与体系になり、大幅に上がる可能性もあるので、それに合わせて、今後も臨時職員の賃金体系を検討していく。

西山議員②

町税外滞納分の整理について

Q 町税等の滞納分の整理をどのように

A 収入確保に誠心誠意、努力したい

○西山議員
平成28年度分の決算が確定したので、まだ納期が過ぎていない国保・介護保険以外の会計、主に滞納繰越分の状況などを伺う。

(1)滞納者の心理として、役場に来たくないという気持ちがあり、役場以外で納める方法、コンビニや郵便局で長期になっても分割納入する方法を取るなど、新しい取組を考えるべきでないか。
(2)12月は年末徴収月間であり、国保税など以外の納期が過ぎているので、現年度分と併せて滞納分の取組は。

また、個人町民税の調定額が、現年度分で昨年より約108万円ほど増えているが、その内容

は。

(3)以前、住民票がなくても住んでいれば課税できるとの答弁があったが、29年度の件数と金額、反対に住民票があっても住んでいない場合の件数と金額は。

(4)27年度から28年度に繰り越した滞納額は、合計で約17万3千円。前年度比で約128万円と減少しているが、反面、不納欠損額が前年度より約125万円増加し、実質的には約3万円の滞納額が減ったこととなる。町長の任期もあと1年2か月、この滞納分の整理をどのようにするのか。

○町長

(1)コンビニでの納付は、数年前に町税を対象とした導入を検討した経緯があり、当時の結論としては、導入の初期費用や毎年の経費など、多額のコストがかかることから、費用対効果を検証した結果、見送る判断をした。郵便局の自動支払機を活用する

方法は、ゆうちょATMで税金や各種料金を支払いできるサービス機能があるが、当町の郵便振替用紙でも払込みできるようなっており、特に郵便局からの分割納付の要望に合わせ、税務課から税額や納税者名などを印刷した郵便振替用紙を送り、郵便局の自動支払機を活用し納税していただいている。また、町外居住の固定資産税課税者には、納付書発送時に郵便振替用紙を同封しており、手書きの郵便振替でも自動支払機が読み取れ、ATMで休日でも送金ができるなど、郵便振替納税に限っての自動支払機の活用は、それなりにされていると考えている。(2)今年も12月1日から29日までを期間とする「年末諸税特別徴収本部」を設置した。取組内容は、催告書の発送をはじめ、17日と24日は役場に休日納税窓口を開けし、5日、15日、25日の3日間は夜間窓口を開けする。また、期間中の滞納処分関係では、金融機関への臨店調査を実施し、預金を中心に差押えなど

も行う予定である。なお、電話による催告は普段からしており、戸別訪問や事業所訪問、滞納処分等は日常的な業務として実施し、徴収強化期間に限らず、今後も続けて行きたいと考えている。(3)地方税法では、「市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が、当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記載されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができるとなっており、過去に課税した例は当町でもある。今年度は調査した結果、当町の会社等に勤務して住所を有し、ほかの市町村の住民基本台帳に記録があり、課税できるようなケースは無かった。(4)滞納処分の執行や一部納付、納税誓約書により時効の中断に努めているが、不納欠損処理は一般的に不良債権化したものが多く、会社が倒産しても所有権が残り固定資産税の課税がいつまでも続いてしまうケースや生活困窮、居所不明などであり、

中には有効な時効中断措置を取れぬまま5年が経過し、徴収権が消滅したものもある。これらは法の下、適切に処理しているものと考えているが、ご指摘の「税の不公平により訴訟が起これされる」ということもあるので、より健全な収入確保に誠心誠意、緊張感を持って、一層の滞納整理に向け努力したい。

○西山議員

11月末の調定額を基に、今年度の予算額が全額入ると見なしで計算すると、町民税と固定資産税だけで29年度の繰越滞納額よりも、30年度繰越町税額が533万円増加し、29年度の不納欠損額269万円と同様の場合、264万円増加することになる。現年度分も年度中でなくて、納期ごとにきちっと徴収しなければ、何年経っても滞納額が減少しない。各課で連絡を取り合い、あらゆる手法で残りの任期1年2か月、本腰で取り組んではどうか。

○町長

残りの任期に関係なく、この

業務は進めていかなければならないと思っている。また、滞納者の心理として役場に来たくない、これでは駄目で、積極的にこちらから会いに行くことが必要と思っている。会社や職場にも積極的に出て行くことが、徴収率の向上につながると思うので、今後一層、職員を叱咤激励し、徴収業務に当たらせたい。



総務文教常任委員会
道外視察調査報告

総務文教常任委員会は、先進地視察として、徳島県上勝町を訪れました。

上勝町は、徳島県勝浦郡に位置しており、徳島市中心部より車で約1時間の場所であり、総面積は109・63平方キロメートルで、四国で1番小さな町です。総面積のうち、88・5%が森林で、そのうち83%が杉などの人工林となっています。

人口は1593人、803世帯（平成29年10月1日現在）、高齢化比率が52・67%と少子・超高齢化が進んでいる町です。上勝町では、まちの将来像を循環型社会をリードする町（環境保存）、若者が住みたくなくなるような魅力ある町（人口定住）、地域経済の活性化が図られる町（経済・雇用）の3つとして、環境倫理に基づく「持続可能な



▲上勝町役場にて、それぞれの取組について、説明を聞きました。

地域社会づくり」を目標に掲げ、まちづくりを行っています。

特徴的な産業として

は、昭和61年より始まった、彩（いろどり）農業が挙げられます。

異常寒波により、当時、主産業としていたミカン栽培が全滅し、その代わりとして、日本料理の季節感を演出する「つまもの」の材料の「はっぱ」を商品化しました。現在は330種類以上の商材を供給し、女性や高齢者が多くを占める、農家約200戸で、年間販売額2億6千万円となっています。

また、平成15年には、国内初の「ゼロ・ウェイスト（ごみゼロ）」宣言を行っています。ごみの再利用・再資源化を進め、2020年までに焼却・埋立て処分をなくすことを目指し、活動しています。現在、ごみの分別は13種類45分別、収集車が回収をせず、町内にあるごみステーション（一般廃棄物中間処理施設）へ、自ら持っていくきます。

なかでも生ごみは自己処理で、行政が補助をしながら、家庭や事業用に生ごみ処理機を整備しています。平成27年度のリサイクル率は79・5%、1日1人当



▲普段の作業について説明していただいたり農家のお母さん。とても80歳には見えません。

徳島県上勝町を訪れて

（大井紀美恵委員）

取組の1つ、いろいろ農家を見学した際に「エッ」と声が出そうなくらい驚いた。案内された農家の方は、80歳という高齢の方だったが、年齢を全く感じさせないくらい若々しく、畑や裏山などで季節の菜や花を育て、毎日、生き生きと受注・発注・出荷量等の分析を1人何役もパソコンやタブレット端末を活用しながら、仕事をしている。病気になる暇さえないと忙しい毎日を過ごし、そういうことも要因と思うが、当初あった介護施設が現在廃止されている。何がそうさせたのか。「葉っぱビジネス」によって高齢者がIT技術を駆使し、簡単に操作することで生きがいをもつことができたのではないか。地元と密着しながら地域とコミュニケーションをとることで活性化へ、つながっていくと思う。

2つ目は「ゼロ・ウェイスト」。超高齢化・少子化が深刻化し未来を考えた結果、ごみをどう減らすか。そのためにはゴミを出さない仕組みを考え、唯一あるゴミステーションへ自ら運んでいく。このような難しいことを行っている。百貨店の量り売りや食材の皮をむかず使う。また、生ごみの堆肥化やイベント時の食器の貸出等もある。当町の取組「食品ロスを減らしましょう」は、ごみを出さないことにつながっている。町2大イベントや観光で来町する方やその他パーティに参加する方に「ごみの持ち帰り」をお願いし、出店の材料等を町所有ボックスの貸出によりゴミが減少する。こういった身近な生活の中で考える取組がまだまだあるぞ、と確信した視察だった。

として地域密着型インタンスリップ研修を展開し、平成24年からは町独自の企業人材確保成事業として実施。28年度までの総受入れ数は643名で、そ

たりのごみ総排出量は477グラムと全国平均の約半分となっている。

のうち町内への移住や就業は45名になり、平成23年、24年は転出より転入が上回る社会動態増を実現しました。

規模が小さく、高齢化率の高い町ですが、地域の特色を生かした産業振興や先進的な取組（ごみゼロ、インタンスリップ事業など）を行い、各自自治体からの視察だけではなく、国や都道府県、民間企業、国外からも注目され、多くの人が訪れる活気のあるまちづくりを進めています。

産業厚生常任委員会
道内視察調査報告

産業厚生常任委員会では、町立明和園の老朽化による改築、また介護員などの職員不足による入所者の制限とデイサービス休止の問題に関して、道内自治体の状況を調査し、今後の方向性を探るため、オホーツク管内佐呂間町と津別町を視察した。

佐呂間町では、現町長の在職中は町営を継続することである。また、介護職員確保のため、研修受講料の助成や修学資金貸与を行っているほか、正職員との給与差を縮めるなど嘱託職員の処遇改善を図っている。

津別町では、市町村合併の協議の折に、住民投票で自立を選択したが、財政健全化の障害の一つが介護サービス事業であったことから、民間への移譲を決定したとのことである。

この両町の事例を踏まえて、現状のまま直営を続けるのか、或いは民間に経営を委ねるのか、当町の財政状況を考えると、いずれを選択するにしても早急に協議機関を立ち上げて、検討する必要があると思う。

(文・酒井副委員長)

佐呂間町の介護施設運営について

佐呂間町は、人口が29年10月末で5271人で、水産業のイメージが強い町だが、乳牛や肉牛の飼育が盛んで、広大な土地にビートなどの畑作が行われている農業の町でもある。

今回、佐呂間町の特別養護老人ホーム「愛の園」は、当町の明和園と同じく、自治体直営による施設ということで、その運営状況を比較するため視察先として選定した。

視察当日の施設園長からの説明では、入所定員60名のところ、9月末で47人の入所者数で、53人の待機者がいるとのことだった。一般会計からの繰出しを、24年度から、28年度では約5分の1に減少させており、26年度に給食業務と医療業務を、直営から委託に切り替えている。

しかし、現在は、職員31人のうち23人は嘱託職員、臨時職員で、正職員は施設長以下7人と兼務であり、特に介護職員は、当町と同様



▲施設の様態も見学させていただいた。
(佐呂間町、愛の園)

に年々減少傾向で、嘱託職員の確保に向けて待遇改善に取り組んでいるが、年齢の高い職員が多い状況とのことだった。

また、介護従事者養成事業助成要綱などを設けているものの、なかなか、結果に結びついておらず、現在は夜勤体制を3人から2人に減らし、当面は入所者数を10人減らして50人にするなど、多くの待機者がいるにもかかわらず、定数を大幅に下回る入所者数となっている。介護現場の人手不足は顕著になっており、介護職員の確保は、ますます困難になってきている。

津別町の介護施設運営について

津別町は、人口が29年9月末で4874人、総面積の内86%が森林の町である。

津別町の介護施設「いちいの園」は町営から経営移譲し、現在は民間による運営をしており、その経過や状況を確認することにより、今後の明和園の民間移行をする場合の参考と考えた。民間への移譲は、14年に市町村合併の議論から始まり、自立を選択したが、将来の財政状況への不安により、自主・自立まちづくり推進計画を策定し、事務事業外部委託検討委員会の議

論を経て、介護サービスの質的向上を目的に決めたとのことだった。

26年4月に、土地の無償貸付、建物と備品等の無償譲渡を行い、移譲が完了して、今は約3年半が経過している。

移譲先の社会福祉法人とは、運営状況等の定例協議や報告が行われているということである。

また、当時の園長が定年退職したのち、移譲先の施設に就いており、正職員は、2名の退職者以外は、役場の事務職に異動をし、臨時職員は移譲先に就職又は退職している。

施設の老朽化に伴う建替えは移譲時の協定書に基づいて協議し、対応を決定することになっていた。

民間へ経営移譲をしたからといって、施設運営から離れるわけではなく、町内の介護サービス提供体制を保持するために、町として積極的に関わっている姿勢が見られた。



▲経営移譲時の状況を説明いただく。
(津別町役場にて)

平成 30 年第 1 回臨時会

[illegible]

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第117条の規定による除斥、「議」は議長のため採決に加わらなかった。

議会のうごき

11 月

- 6日 議会だより151号発行
8日 産業厚生常任委員会行政視察
(～9日 佐呂間町・津別町)
22日 全国町村議会議長会全国大会(東京都)
23日 管内町村議会議長会行政視察
(～24日 長崎県)

12 月

- 1 日 議会運営委員会
全員協議会
14 日 全員協議会
平成 29 年第 4 回定例会（第 1 日）
15 日 平成 29 年第 4 回定例会（第 2 日）

1 月

- 15 日 議会広報特別委員会（第 1 回）
18 日 平成 30 年第 1 回臨時会
全員協議会
19 日 議会広報特別委員会（第 2 回）

さと生きがいを生んでいる。

明和園（介護施設運営）を、これから、どうするのか？この緊張感すら感じられる課題。

「直営か？それとも民間か？」

それぞれが自ら選択した、その現場を感じた佐呂間町と津別

平成 30 年第1回臨時会

1月18日開催

1月18日、第1回臨時会が開催され、一般会計予算補正の提案がありました。

◆ 一般会計補正予算

今回の予算補正の内容は、歳入歳出ともに、1億5000万円を追加し、歳入は頑張れ増毛応援寄附金を、歳出はふるさと納税の関連経費を、それぞれ追加補正したものです。

審議の結果、原案どおり可決しました。

編集後記

ドローンを操り、タブレット端末を片手に出荷状況を確認しながら作業をする80歳のおばちゃん。

これは「葉っぱビジネス」で有名になった町、徳島県上勝町での一コマである。

人がいない、資源がない、そんな状況だからこそ生まれたビジネスモデルは関わる人に、働

町の取組。どちらの進め方にもメリットがあり、デメリットがある。ただ、その決断に向き合う姿勢は共通していて、行政としての責任を強く感じさせた。

今回の常任委員会の行政視察、それぞれの町の過去と今、そして未来を見てきた。

各委員会ともに、高齢化率の高い当町に即した、手応えのある内容になったと感じている。

詳しくは報告をまとめたページを見ていただければと思う。

議会広報特別委員会

委員長	松倉清道
副委員長	酒井倫明
委員	豊田敏巳

小田 紀美恵
大井 文夫
土橋 緑

